診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚く お礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 O318 第 1 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和3年3月18日より適用

改正後

SARS-Cov-2 抗原検出

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。) 抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、〜略〜。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)又は電気化学発光免疫測定法(定量)による SARS-CoV-2 抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

SARS-Cov-2 核酸検出

SARS-CoV-2 核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくは~略~。

COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、 退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に おける新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限 の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感 発 0225第1号)の「第1退院に関する基準」に基づい て実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合 算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びそ の結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

現 行

SARS-Cov-2 抗原検出

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。) 抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、〜略〜。

上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2 抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

SARS-Cov-2 核酸検出

SARS-CoV-2 核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくは〜略〜。

COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、 退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に おける新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限 の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感 発0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて 実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算 した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその 結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 改 正 後

ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-Cov-2を含む。)

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法(定性)により、〜略〜。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発 0225 第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARSCoV-2を含む。)を実施した場合~略~。

SARS-Cov-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、 SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を 目的として〜略〜。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、 退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に おける新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限 の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて 実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算 した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその 結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を 実施した場合〜略〜。

ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-Cov-2を含む。)

行

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法(定性)により、〜略〜。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、 退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に おける新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限 の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感 発0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて 実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算 した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその 結果を診療報 酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARSCoV-2を含む。)を実施した場合~略~。

SARS-Cov-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、 SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を 目的として〜略〜。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を 実施した場合〜略〜。